

化学物質管理者講習

化学物質の製造事業場向け・取扱い事業場向け講習のご案内

ー労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）ー
 リスクアセスメント対象物質の製造・取扱い事業場においては
『化学物質管理者』の選任が必要になりました。

当連合会では、告示に基づき、自律的な化学物質管理を行なうために必要な知識と実務能力を習得していただくための化学物質管理専門講習（2日間コース：製造事業場向け）及び製造事業場以外の事業場において化学物質を取り扱う事業場を対象とした講習（1日コース：取扱い事業場向け）を以下の日程で開催します。

取扱い事業場の皆様方へ

リスクアセスメントに関する知識やスキル習得のため、パソコンを使用した実習を組み入れた2日間講習を受講いただくことをお勧めします。



2日間講習では、
パソコンを使用し
た実習も行います。

1 開催日時及び開催場所

※ 講習終了後に修了証を交付します。
 【2日間】16：50～【1日間】17：10～ 修了証交付

【化学物質管理者専門的講習（2日間）】

開催日時	開催場所	所在地	時間
【令和5年】 10月17日（火） 10月18日（水）	たま研修センター	立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階	9:00～17:10 9:00～16:50
10月30日（月） 10月31日（火）	安全衛生研修センター	江戸川区中央1-8-1 内宮ビル本館2階	同 上
11月15日（水） 11月16日（木）	安全衛生研修センター	江戸川区中央1-8-1 内宮ビル本館2階	同 上
12月25日（月） 12月26日（火）	安全衛生研修センター	江戸川区中央1-8-1 内宮ビル本館2階	同 上
【令和6年】 1月12日（金） 1月15日（月）	中労基協ビル4階ホール	千代田区二番町9-8 中労基協ビル4階	同 上
2月 1日（木） 2月 2日（金）	安全衛生研修センター	江戸川区中央1-8-1 内宮ビル本館2階	同 上
3月 5日（火） 3月 6日（水）	たま研修センター	立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階	同 上

【製造事業場以外の事業場における化学物質管理者講習に準ずる講習（1日間）】

開催日時	開催場所	所在地	時間
【令和5年】 11月16日（木）	中労基協ビル4階ホール	千代田区二番町9-8 中労基協ビル4階	9:00～17:10
12月18日（月）	たま研修センター	立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階	同 上
12月25日（月）	中労基協ビル4階ホール	千代田区二番町9-8 中労基協ビル4階	同 上
【令和6年】 1月12日（金）	たま研修センター	立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階	同 上
3月 8日（金）	たま研修センター	立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階	同 上

2 講習料金

(1) 化学物質管理者専門的講習（2日間）

会員 27,170円（受講料 24,200円 テキスト代 2,970円 消費税込み）

一般 30,470円（受講料 27,500円 テキスト代 2,970円 消費税込み）

(2) 製造事業場以外の事業場における化学物質管理者講習に準ずる講習（1日）

会員 15,070円（受講料 12,100円 テキスト代 2,970円 消費税込み）

一般 18,370円（受講料 15,400円 テキスト代 2,970円 消費税込み）

* 会員とは、東基連及び支部並びに都内各地区労働基準協会の会員をいいます。

3 申込方法

開催場所により異なります。それぞれお申し込みください。

たま研修センターは、八王子、立川、青梅、三鷹の各協会支部HPの「講習、セミナー」から



八王子

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/hachioji/kousyuu2021.html>

☎ 042-512-5312



立川

http://www.tachikawa-roukikyo.or.jp/training_course/

☎ 042-512-5311



青梅

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/oume/workshop.php>

☎ 042-512-5408



三鷹

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/mitaka/schedule.html>

☎ 042-512-5435

中労基協ビル4階ホールは、中央労働基準協会支部HPの「講習、セミナー」から



<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/kagakubushitu.html>

☎ 03-3263-5060

安全衛生研修センターは、東基連HPの「各種講習会のご案内」から



<https://www.toukiren.or.jp/kousyulist.html>

☎ 03-5678-5556

4 講習の特徴

当連合会の本講習は、改正省令にかかわった化学物質管理の第一人者の講師養成講習を修了した知識・経験豊富な専門家や医師等を講師としてお迎えし、充実した内容のテキストを使用しての講習で、全科目を修了された方には「修了証」を交付します。

5 その他

(1) 化学物質管理者専門的講習(2日間)について

I 令和4年厚生労働省告示第276号の内容を満たす講習となっております。

II 本講習では、第1種衛生管理者や各種作業主任者技能講習の修了者等の方に対する科目の免除は実施しておりません。

III **講習2日目は、ノートパソコンを持参してください。**事前に受講者において厚生労働省「職場のあんぜんサイト→化学物質（バナー右上）→化学物質のリスクアセスメント実施支援」から「CREATE-SIMPLEver.2.5」をダウンロードしてください（スマートフォンでも構いませんが、パソコンのほうが操作しやすいです。）。



なお、講習会場においてもWiFi環境がありますので、ダウンロードは可能です。この場合マクロが使用できるMicrosoft Excelがインストールされている必要があります。

(2) 製造事業場以外の事業場における化学物質管理者講習に準ずる講習(1日)について

I 令和4年9月7日付基発0907第1号の内容を満たす講習となっております。